

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課窓口で手続きをしてください。

| 手続き | 必要なもの |
|-----------|------------------------------------|
| 新規で購入した | 販売証明書、印鑑 |
| 転入してきた | 以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑 |
| 転出した・廃車する | 標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑 |
| 名義変更する | 譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑 |



町外のかたに譲渡する場合は、ナンバーを返却してからお譲りください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

| 車種 | 取扱窓口 |
|----------------|---|
| 二輪のバイク(125cc超) | 関東運輸局 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 |
| 軽自動車(三輪・四輪) | 軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112 |

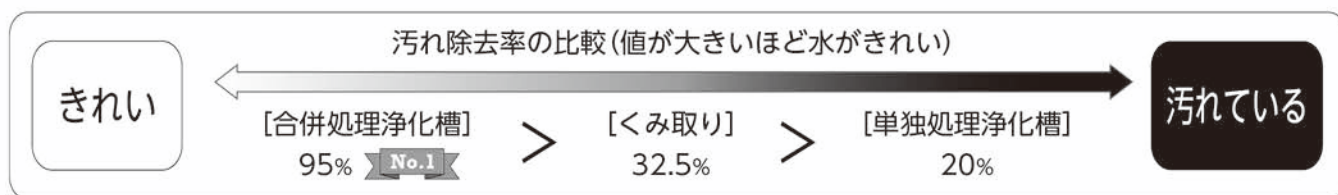


問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461



合併処理浄化槽で、美しい水環境を未来へ残そう

単独処理浄化槽やくみ取りトイレでは、台所・お風呂・洗濯などの排水をそのまま河川に流してしまい、自然に悪影響を与えてしまいます。次世代へきれいな川を残すため合併処理浄化槽を設置しましょう。



| 指定工事店一覧 | 工事店名 | 電話番号 |
|---------|-----------------|---------|
| | シンテック(株) | 66-0457 |
| | (有)浅見管工 | 65-0536 |
| | (株)一志工業 | 66-3043 |
| | (株)中村工務店 | 62-0458 |
| | (有)新井水道設備 | 62-4525 |
| | (有)河内電設 | 62-0754 |
| | 金室住宅設備工事店 | 62-5395 |
| | 黒沢窠業(有) | 62-0152 |
| | (株)HANASUI 皆野支店 | 26-6609 |

| 工事店名 | 電話番号 |
|-----------------|---------|
| (有)高橋工務店 | 66-1118 |
| (株)岡田工務店 | 62-3236 |
| (有)長瀬土木 | 66-2487 |
| (有)秩北給排水サービス | 66-2211 |
| 樋口水道設備 | 66-2035 |
| (有)伊藤衛生社 | 62-0528 |
| (有)黒澤水道設備(皆野支店) | 63-2131 |
| 添田設備 | 66-2842 |

※入れ替えには配管・槽撤去などに各種補助金制度があります。詳細は組合か指定工事店までお問い合わせください。

問合せ 皆野・長瀬下水道組合 ☎66-0747

※詳細はホームページをご覧ください。

